第二百六十二条第一項第二号及び第三号中「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条第二項中「その他の」を「その他」に改める。

第二百八十条第二項を次のように改める。

２　次に掲げるものは、法第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

一　第二百八十三条第一項（国内業務に係る貸付金の利子）に規定する利子

二　金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得

第二百八十一条第五項第一号中「第六百六十七条第一項」に改め、同条第七項第三号中「をいう」の下に「。ロにおいて同じ」を加え、「当該払戻し等に係る第百十四条第一項（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）に規定する払戻し等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該払戻し等に係る払戻等割合（第百十四条第一項（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）に規定する払戻等割合をいう。ロにおいて同じ。）に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合

ロ　当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合　当該払戻し等に係る株式又は出資の種類ごとに、その種類の株式又は出資に係る払戻等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合の合計割合

第二百九十二条第二項の表第九十六条第二号（家事関連費）の項を次のように改める。

第九十八条の二第二号（必要経費に算入される資産の額）	行為
	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）

第三百一条から第三百三条までを次のように改める。

（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）

第三百一条　法第百七十七条第一項（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七条第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第六十六条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五条第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第百十六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第百六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

２　法第百七十七条第二項に規定する政令で定める場合は、同条第一項に規定する内国法人が、同条第二項に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の同条第一項に規定する株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第二項に規定する配当等の額に係る基準日等（法人税法施行令第二十二条第一項（関連法人株式等の範囲）に規定する基準日等をいう。）において有している場合とする。

第三百二条及び第三百三条　削除

第三百十九条中「書類又は電磁的記録印刷書面（第二百六十二条第一項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する電磁的記録印刷書面をいう。以下この条において同じ」を「事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第二百六十二条第二項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する電子証明書等をいう。次条第二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面（第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう」に改め、同条第一号及び第二号中「を証する書類」を削り、同条第三号中「を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面」を削り、同条第四号から第八号までの規定中「を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を削る。

第三百十九条の二第二項中「前条第三号から第八号までに定める」を「前条に規定する」に改める。

第三百三十六条第六項及び第三百三十九条第七項中「若しくは第百八十条の二第一項」を「、第百七十七条（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）若しくは第百八十条の二第一項」に改める。

第三百五十二条の二第一項中「（昭和三十七年法律第六十九号）」、「（平成六年法律第百六号）」及び「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三百十九条の改正規定及び第三百十九条の二第二項の改正規定並びに附則第六条の規定　令和四年十月一日

二　目次の改正規定、第五十七条の改正規定、第二編第一章第四節第一款に一条を加える改正規定、第百三条の改正規定及び第二百九十二条第二項の表の改正規定　令和五年一月一日

三　第三百一条から第三百三条までの改正規定、第三百三十六条第六項及び第三百三十九条第七項の改正規定並びに第三百五十二条の二第一項の改正規定並びに附則第七条及び第八条の規定　令和五年十月一日

四　第六十二条の改正規定　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第六十一条第二項第四号（ロに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条　新令第八十九条第四号の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用する。

（少額の減価償却資産等に関する経過措置）

第四条　新令第百三十八条及び第百三十九条の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については、なお従前の例による。

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第五条　新令第二百六十二条第一項の規定は、施行日以後に令和四年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に令和三年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。